

総合計画の進行管理について

1. 進行管理の目的

第5次総合計画の特徴の1つである「(4)進行管理を適切に実行できる計画づくり」に基づき、総合計画の実効性を担保するため、計画に掲載されている施策・事業の進行管理を適切に実施するための仕組みを構築し、計画の進捗状況を進行管理します。

<総合計画の特徴>

総合計画は、将来にわたって市民や行政など多様な主体の協働の基盤となる共通指針であり、第5次総合計画については次に掲げる特徴を持った計画として策定した。

- ①市民との協働による計画づくり
- ②わかりやすい計画
- ③実現性の高い計画
- ④進行管理を適切に実行できる計画づくり

2. 仕組みの構築

平成22年8月に総合計画推進市民委員会（平成24年6月に総合計画推進懇話会に移行）を設置し、前期基本計画の進捗状況を進行管理するための仕組みを構築。

委員の構成 10人（うち公募市民4人）

附属機関の見直しにより総合計画推進懇話会に一旦移行。その後、平成24年10月に総合計画審議会条例を改正し、総合計画審議会の従来からの役割である計画策定に加え、計画を進行管理する役割を追加し、進行管理機関として位置付けた。

3. 進捗状況の検証

過去3年間で改善を重ね構築してきた進行管理の方法を用いて、総合計画の進捗状況の検証を行う。

始めに、行政内部においてPDCAサイクルマネジメントを実践するため、各担当部署で総合計画進行管理検証シートを作成し内部評価を実施する。次に、総合計画推進懇話会に代えて総合計画審議会を開催し、作成した検証シートをもとに担当部署も出席の上、審議会において計画の進捗状況について検証、分析を行う。

4. 検証の流れ

(1) 部の仕事目標の進捗状況 6月上旬

- ・ 昨年度に設定した「部の仕事目標」における、行政の取組状況を自己評価する。
- 基本計画に掲げる「行政の取組項目」に突合する事業の進捗状況を各所属で整理、評価する。

(2) 進行管理検証シートの作成 6月下旬

- ・ 基本計画の小分野ごとに進行管理検証シートを作成。
- ・ 計画の進捗状況について内部評価を実施。

基本計画を構成する「目指す姿」の進捗状況、「指標」の動向、「役割分担」の取組状況をそれぞれ検証、評価し、計画の進捗状況について内部評価を行う。

(3)総合計画審議会での検証 **7月上旬～8月上旬**

- ・総合計画審議会において検証を実施。
- ・担当部局も審議会に出席し、審議会委員からヒアリングを受ける。
- ・事前に各担当部局が作成し、内部評価した進行管理検証シートをもとに、その評価と今後の取組の方向性について外部から意見聴取。

(4)総合計画審議会の検証報告書 **9月下旬**

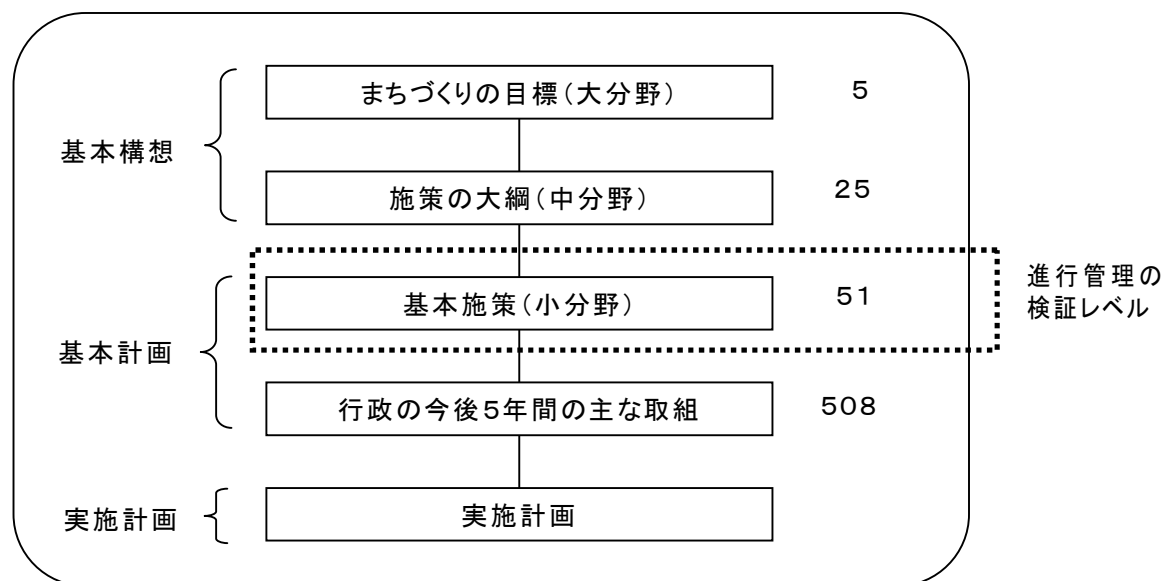
- ・総合計画審議会としての検証結果をとりまとめ、最終評価を行う。

5. 検証手法

(1)検証の対象

第5次総合計画では、将来都市像を実現するため、5つの『まちづくりの目標』を掲げ、25の『施策の大綱』、51の『基本施策』を位置付けており、基本施策に508の取組を掲げているが、進行管理を行うにあたっては、基本計画を構成する最も基本的な単位である51の基本施策について検証を行う。

<施策の体系>



(2)進捗状況の評価

市民の視点から評価する「市民満足度評価」と、定量的・客観的で分かりやすい「客観指標評価」の二つの手法を用いて、客観、主観の両面から進捗状況の検証を行う。

また、「行政の取組状況」の結果と併せ、事前に行政内部において計画の進捗状況の検証、分析を行い、内部評価を実施している。その上で、外部評価委員会（総合計画審議会）において内部評価に至った経緯やその分析結果についてヒアリングを行い、今後の取組の方向性や審議会からの意見を付した上で、各分野の進捗状況を最終評価する。

①市民満足度評価・事業者満足度評価

基本計画における「目指す姿」の現状について、小分野ごとに市民・事業者がどのように感じているかを尋ねる市民・事業者満足度調査を実施し、その結果に基づいて5段階評価を行う。評価に市民や事業者の実感、満足度という尺度を加えた市民・事業者による評価としている。

②客観指標評価

基本計画の51の小分野に掲げている「目指す姿」の実現に向けて、その達成度合いを測るモノサシとなる客観的に数値化できる代表的な指標を設定している。客観指標の達成度により5段階で評価する。

③市民・地域活動等・事業者の役割分担状況

基本計画に掲げている市民・地域活動等・事業者の役割分担について、どの程度役割を担っているかを、満足度調査の結果に基づいて5段階で評価する。

④行政の主な取組状況

「目指す姿」の実現のために市が取り組む主要な事業について、当年度末の目標水準を各々設定し、各担当部局において設定した目標の達成状況から自己評価を行う。

⑤総合評価

①市民・事業者満足度評価と、②客観指標評価、③市民・地域活動等・事業者の役割分担状況、④行政の取組状況を踏まえて、「目指す姿」にどれだけ近づいているか、かつ社会情勢等を総合的に勘案し、「目指す姿」への実現に向けて設定した目標への程度進捗しているかを下記A～Eの5段階評価で内部評価を行う。

A：目標が十分に達成されている	D：目標があまり達成されていない
B：目標がかなり達成されている	E：目標が達成されていない
C：目標がそこそこ達成されている	

⑥総合計画審議会の意見

事前に行政内部で検証分析した内部評価結果をベースに、審議会において内部評価に至った経緯やその分析結果をヒアリングし、審議会としての意見を付す、あるいは理由を付した上で内部評価を変更するなど、最終的な分野の進捗状況の評価を行う。

<進捗状況検証の全体像>

